

市の人事行政の運営状況を公表



市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、前年度の人事行政の運営状況を公表します。詳細は市ウェブサイトにも掲載しています。

問 総務課 26-6801

④ 育児休業の状況(令和5年度)

	育児休業対象者数	育児休業取得者数	前年度から継続者
男性	4人	3人	0人
女性	4人	4人	15人

4 職員の分限と懲戒処分の状況

①分限処分者(令和5年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	—	—	—	—	—	—
心身の故障	—	—	8人	—	8人	—
適格性の欠如	—	—	—	—	—	—
廃職過員	—	—	—	—	—	—
刑事事件による起訴	—	—	—	—	—	—
欠格条項該当	—	—	—	—	—	—

②懲戒処分者(令和5年度)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	—	—	—	1人	1人
職務上の義務違反または職務怠慢	—	—	1人	—	1人
非行行為	—	—	—	—	—
監督責任	—	—	—	3人	3人

5 職員の利益保護の状況

①公務災害の発生状況(令和5年度)

区分	災害件数
職務遂行中の負傷	5件
職務に伴う合理的行為または準備・後始末中の負傷	—
出張中の負傷	—
福利厚生事業参加中の負傷	—
その他の行為中の負傷	—
通勤災害	—

②措置要求と不服申し立ての発生状況

区分	件数
令和5年度の不服申し立ての実績無し	—

③職員の福利厚生の状況

地方公務員法第42条の規定に基づき市職員互助会を設置し、福利の増進を図っています。	
---	--

職員の定数管理の状況

市行財政改革行動計画に定められている定員適正化計画の職員数の状況をお知らせします。

①総職員数の目標値と実績値

区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
目標値	675人	649人	646人	645人	641人
実績値	663人	641人	624人	620人	621人

※定員適正化計画の目標値は年度当初の数値

②実績値の詳細(各年4月1日現在)

区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
普通会計職員数	530人	514人	502人	502人	509人
公営企業会計等職員数	133人	127人	122人	118人	112人
職員総数	663人	641人	624人	620人	621人

時間外勤務手当(令和5年度)	
支給総額	1億8,279万円
1人当たり支給年額	434,000円

その他の手当	
手当の区分	支給額(円)
扶養手当	支給実績(万円)
扶養手当	1人当たり平均支給額(円)

扶養手当	配偶者	6,500	6,052	282,841	区分	市	国
					初任給(円)	採用2年経過日給月額(円)	初任給(円)
扶養手当	子	10,000	4,383	104,364	初任給(円)	採用2年経過日給月額(円)	初任給(円)
	配偶者以外の扶養親族	6,500			採用2年経過日給月額(円)	初任給(円)	採用2年経過日給月額(円)
扶養手当	16歳～22歳の扶養親族がいる場合の加算1人	5,000	1,483	315,702	初任給(円)	採用2年経過日給月額(円)	初任給(円)
	住居手当	家賃を払っている者の限度額			採用2年経過日給月額(円)	初任給(円)	採用2年経過日給月額(円)
扶養手当	交通機関利用者(実費)限度額	55,000	4,383	104,364	初任給(円)	採用2年経過日給月額(円)	初任給(円)
	自動車など利用者(2歳以上)	2,000～31,600			採用2年経過日給月額(円)	初任給(円)	採用2年経過日給月額(円)

※支給実績は令和5年度決算見込み額

⑧特別職の報酬などの状況(令和6年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当(支給割合)
給料	市長 870,000円	4.45月分
	副市長 720,000円	
報酬	議長 450,000円	4.45月分
	副議長 410,000円	
議員	380,000円	

3 職員の勤務時間、その他勤務条件

①職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の時間勤務	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前8時半	午後5時15分	正午～午後1時

②年次有給休暇取得状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

平均取得日数	取得率
12.3日	30.8%

③その他の休暇制度

事由	期間
ボランティア活動	5日以内(分割可)
結婚	7日以内
産前	出産までの申し出た期間(6週間以内)
産後	出産日の翌日から8週間
授乳	1日2回、各30分以内
妊娠の通勤	1日のうち1時間
配偶者の出産	2日以内(時間単位で分割可)
不妊治療	5日以内
男性職員の育児参加	5日以内(時間単位で分割可)
忌引	親族区分に応じ1～7日
家族の法要	法要当日1日以内
夏季	原則として連続する4日以内
住居の破壊	必要と認められる期間(最長7日)
子の看護	1年度において5日の範囲内の期間(時間単位で分割可)
選	